

総務財政委員会 案件一覧

(令和7年5月26日開催分)

○付託議案審査 14件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
経営部 企画	1	第77号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算(第1次)	1	高野 財政課長
総務部	2	第78号議案 大田区立田園調布小学校校舎改築 その他工事 (I期) 請負契約について	1	武藤 経理管財課長
		第79号議案 大田区立東調布第三小学校及び仮称 大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事 (II期) 請負契約について	2	
		第80号議案 大田区立入新井第一小学校及び仮称 大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事 (II期) 請負契約について	3	
		第81号議案 大田区立矢口中学校外壁改修その他 工事 (II期) 請負契約について	4	
		第82号議案 大田区立東調布第三小学校及び仮称 大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設 備工事 (II期) 請負契約について	5	
		第83号議案 大田区立田園調布小学校校舎改築 その他電気設備工事 (I期) 請負契約について	6	
		第84号議案 大田区立田園調布小学校校舎改築 その他機械設備工事 (I期) 請負契約について	7	
		第85号議案 大田区立東調布第三小学校及び仮称 大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設 備工事 (II期) 請負契約について	8	
	3	第86号議案 中学生用ヘルメットの購入について	9	武藤 経理管財課長
	4	第87号議案 大田区立安方中学校校舎改築その他 電気設備工事 (I期) 請負契約の変更について	10	武藤 経理管財課長
		第88号議案 仮称大田区大森西二丁目複合施設 新築その他電気設備工事 (I期) 請負契約の変更 について	11	
		第89号議案 大田区立安方中学校校舎改築その他 機械設備工事 (I期) 請負契約の変更について	12	
区民部	5	報告第13号 条例改正の専決処分の承認について	1	東穂 課税課長

総務財政委員会
令和7年5月26日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和7年度補正予算案の概要

一 般 会 計 (第1次)

令和7年5月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	1
4 補正予算歳出事業概要	2
5 歳入・歳出（款別）一覧	3
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	5
7 積立基金の状況	6

1 基本的な考え方

令和7年度一般会計第1次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 区民生活の安全・安心を守る対策の充実に資する予算
- 国や東京都の動向等に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、5億6,067万6千円となり、補正後の予算額は、3,532億7,026万3千円となりました。

(単位：千円)

会計区分	当初予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	352,709,587	560,676	353,270,263

3 補正予算の財源

補正予算額 5億6,067万6千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **都支出金**について、防犯機器等購入緊急補助事業、带状疱疹ワクチン任意接種補助事業等 2億3,141万2千円 を計上しました。
- ② **繰入金**について、財政基金繰入金 3億2,500万円 を計上しました。
- ③ **諸収入**について、感染症予防費受託収入 426万4千円 を計上しました。

(単位：千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	560,676	325,000	231,412	4,264	235,676

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名	主な内容	補正額
2 総務費		441,563
1 生活安全事務	住まいの防犯対策緊急補助事業	441,563
3 福祉費		7,315
1 民生委員・児童委員経費	民生委員・児童委員活動費の増	7,315
4 衛生費		111,798
1 予防接種	帯状疱疹ワクチン定期接種事業	111,798

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 特別区税	84,965,041		84,965,041
2 地方譲与税	1,950,001		1,950,001
3 利子割交付金	1,137,000		1,137,000
4 配当割交付金	2,667,000		2,667,000
5 株式等譲渡所得割交付金	2,899,000		2,899,000
6 地方消費税交付金	19,855,000		19,855,000
7 自動車取得税交付金	1		1
8 環境性能割交付金	341,000		341,000
9 地方特例交付金	466,000		466,000
10 特別区交付金	85,823,000		85,823,000
11 交通安全対策特別交付金	67,000		67,000
12 分担金及び負担金	1,924,580		1,924,580
13 使用料及び手数料	8,665,943		8,665,943
14 国庫支出金	63,371,747		63,371,747
15 都支出金	32,317,671	231,412	32,549,083
16 財産収入	1,956,761		1,956,761
17 寄附金	346,927		346,927
18 繰入金	22,870,395	325,000	23,195,395
19 繰越金	2,000,000		2,000,000
20 諸収入	8,585,520	4,264	8,589,784
21 特別区債	10,500,000		10,500,000
合計	352,709,587	560,676	353,270,263

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
1 議会費	1,149,299		1,149,299
2 総務費	46,492,935	441,563	46,934,498
3 福祉費	182,412,929	7,315	182,420,244
4 衛生費	11,819,248	111,798	11,931,046
5 産業経済費	12,841,074		12,841,074
6 土木費	22,322,525		22,322,525
7 都市整備費	11,696,215		11,696,215
8 環境清掃費	13,869,090		13,869,090
9 教育費	46,981,107		46,981,107
10 公債費	1,818,343		1,818,343
11 諸支出金	806,822		806,822
12 予備費	500,000		500,000
合計	352,709,587	560,676	353,270,263

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
一般財源	215,029,991	325,000	215,354,991
特別区税	84,965,041		84,965,041
地方譲与税	1,950,001		1,950,001
特別区交付金	85,823,000		85,823,000
その他	42,291,949	325,000	42,616,949
特定財源	137,679,596	235,676	137,915,272
使用料及び手数料	8,665,943		8,665,943
国庫支出金	63,371,747		63,371,747
都支出金	32,317,671	231,412	32,549,083
特別区債	10,500,000		10,500,000
その他	22,824,235	4,264	22,828,499
合 計	352,709,587	560,676	353,270,263

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1次補正額	1次補正後 予算額
義務的経費	157,311,433	4,278	157,315,711
人件費	46,216,394		46,216,394
扶助費	109,288,857	4,278	109,293,135
公債費	1,806,182		1,806,182
投資的経費	50,218,387		50,218,387
建設費等 （建設費補助等含む）	48,391,910		48,391,910
公有財産購入費	1,826,477		1,826,477
その他	145,179,767	556,398	145,736,165
合 計	352,709,587	560,676	353,270,263

7 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度末 現在高見込 (7年3月31日現在)	令和7年度				今回補正後 現在高見込
		当初予算		今回補正		
		積立	取崩	積立	取崩	
財政基金	44,778,948	120,021	9,399,419		325,000	35,174,550
減債基金	-	686,800				686,800
特定目的基金	72,392,049	7,170,884	7,606,755			71,956,178
公共施設整備資金 積立基金	45,097,094	135,413	7,000,000			38,232,507
羽田空港対策積立基金	2,613,783	446,295	363,000			2,697,078
文化振興基金	468	2				470
自転車等駐車場整備資金 積立基金	146,635	10,843				157,478
地域力応援基金	90,774	303	23,790			67,287
福祉事業積立基金	132,382	441				132,823
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	10,739,748	1,035,745				11,775,493
勝海舟基金	16,344	59	6,201			10,202
防災対策基金	13,231,615	40,713	110,057			13,162,271
子ども生活応援基金	134,882	449	5,852			129,479
大学等進学応援基金	188,324	621	7,500			181,445
産業のまち未来基金	-	5,500,000	90,355			5,409,645
みどり基金	-					-
計	117,170,998	7,977,705	17,006,174		325,000	107,817,529
介護給付費準備基金	5,190,363	15,995	959,335			4,247,023
合 計	122,361,361	7,993,700	17,965,509		325,000	112,064,552

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

第77号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第1次）の編成替えを求める動議

第77号議案 令和7年度大田区一般会計補正予算（第1次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和7年5月26日

総務財政委員長 高山雄一様

提出者
清水菊美

記

歳入

18款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1項基金繰入金を2,790,000千円増額する。

歳出

3款 福祉費

非課税世帯の世帯員、65歳以上の高齢者及び18歳以下の子どもを対象にお米券5,000円を支給するため、1項社会福祉費を2,790,000千円増額する。

大田区立田園調布小学校校舎改築その他工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立田園調布小学校校舎改築その他工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区田園調布二丁目 31番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年11月30日まで
- (4) 工事内容 ア 校舎等改築工事 一式
 イ 擁壁更新工事 一式
 ウ 仮設渡り廊下・仮設屋外階段等新設工事 一式
 エ アに伴う外構工事 一式

2 案内図



大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他
工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区南久が原二丁目 17 番 1 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年9月17日まで
- (4) 工事内容 ア 校舎等改築工事
イ アに伴う外構改修工事

2 案内図



大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他
工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1)工 事 件 名 大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）
- (2)契 約 金 額 ￥824,780,000－ 随意契約
- (3)契約の相手方 大田区南雪谷二丁目17番8号
サンユウ建設株式会社
代表取締役 馬場 宏二郎
- (4)工 事 場 所 大田区大森北四丁目6番7号
- (5)工 期 契約有効の日から令和8年7月31日まで
- (6)工 事 内 容 ア 改築工事 一式
イ 校庭整備を含む外構工事
ウ 内装改修工事 一式

2 案内図



総務財政委員会 令和7年5月26日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

大田区立矢口中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立矢口中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区下丸子二丁目23番1号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年3月13日まで
- (4) 工事内容
 - ア 外壁改修工事 一式
 - イ 堅樋改修工事 一式
 - ウ エキспанションジョイント改修工事 一式
 - エ 防水改修工事 一式
 - オ 鉄部塗装改修工事 一式
 - カ 笠木改修工事 一式
 - キ 囲障改修工事 一式

2 案内図



大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区南久が原二丁目 17 番 1 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年9月17日まで
- (4) 工事内容 改築その他工事に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第82号議案

入札年月日	件名	大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）		
令和7年4月11日		入札参加者	第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）
1	株式会社城南サービス	辞退		
2	新星電工株式会社	辞退		
3	株式会社内外電業社	レ ¥451,000,000		
4	永岡電設株式会社	辞退		
5	株式会社三ッ芳電気	辞退		
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	株式会社内外電業社		
	所在地	大田区大森中一丁目7番13号		
契約金額（税 込）	¥496,100,000	（落札率97.97%）		
（税 抜）	¥451,000,000			
予定価格（税 込）	¥506,374,000			
（税 抜）	¥460,340,000			
工 期	契約有効の日から令和9年9月17日まで			

総務財政委員会 令和7年5月26日
総務部 資料6番
所管 経理管財課

大田区立田園調布小学校校舎改築その他電気設備工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立田園調布小学校校舎改築その他電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区田園調布二丁目31番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年11月30日まで
- (4) 工事内容 改築その他工事に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第83号議案

入札年月日	件名	大田区立田園調布小学校校舎改築その他電気設備工事 (I期)		
令和7年4月11日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	株式会社城南サービス	辞退		
2	新星電工株式会社	最低制限未滿		
3	永岡電設株式会社	レ ¥430,000,000		
4	株式会社三ッ芳電気	辞退		
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	永岡電設株式会社		
	所在地	大田区本羽田三丁目1番9号		
契約金額(税込)	¥473,000,000	(落札率93.88%)		
(税抜)	¥430,000,000			
予定価格(税込)	¥503,844,000			
(税抜)	¥458,040,000			
工 期	契約有効の日から令和9年11月30日まで			

大田区立田園調布小学校校舎改築その他機械設備工事（I期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立田園調布小学校校舎改築その他機械設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区田園調布二丁目 31番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年11月30日まで
- (4) 工事内容 改築その他工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第84号議案

入札年月日	件名	大田区立田園調布小学校校舎改築その他機械設備工事 (I期)		
令和7年4月11日		入札参加者	第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)
1	株式会社マサルファシリ ティーズ	¥630,000,000	レ¥600,000,000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

契約の相手方	名 称	株式会社マサルファシリティーズ		
	所在地	大田区蒲田三丁目23番7号		
契約金額(税込)	¥660,000,000	(落札率95.55%)		
(税抜)	¥600,000,000			
予定価格(税込)	¥690,712,000			
(税抜)	¥627,920,000			
工 期	契約有効の日から令和9年11月30日まで			

総務財政委員会 令和7年5月26日
総務部 資料8番
所管 経理管財課

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区南久が原二丁目 17 番 1 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和9年9月17日まで
- (4) 工事内容 改築その他工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



中学生用ヘルメットの購入について

1 概要

- (1)件名 中学生用ヘルメット及び固定ネットの購入
- (2)納入場所 大田区指定場所
- (3)納期 令和8年3月20日
- (4)内容
ア ヘルメット 11,000個
イ ヘルメット用固定ネット 500個

2 外観図

(1) ヘルメット



(2) ヘルメット用固定ネット (使用時)



入 札 経 過 調 書

第86号議案

入 札 年 月 日		件 名	中学生用ヘルメット及び固定ネットの購入													
令和7年4月11日																
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 (税 抜)	第 2 回 入 札 (税 抜)													
1	有限会社愛東商会	¥56,255,000														
2	株式会社奥島産業	¥56,800,000														
3	株式会社加美屋	¥47,950,000														
4	斎友消防設備株式会社 大田営業所	辞退														
5	サンコー薬品株式会社	辞退														
6	消防設備工業株式会社	¥57,375,000														
7	株式会社スエヒロ 城南営業所	¥56,555,000														
8	株式会社大明企画	辞退														
9	株式会社東京商工社	¥55,900,000														
10	東京トラヤ株式会社	レ¥39,995,000														
11	株式会社 防災サービスセンター	辞退														
12	三津浜工業株式会社	辞退														
13	ミドリ安全株式会社 城南支店	不参														
14	有限会社矢部商会	¥61,350,000														
15	株式会社L I F E - A	¥56,250,000														
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約の相手方</td> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>東京トラヤ株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所在地</td> <td>大田区西蒲田七丁目49番9号</td> </tr> <tr> <td>契約金額 (税 込)</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">¥ 4 3 , 9 9 4 , 5 0 0 -</td> </tr> <tr> <td>(税 抜)</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">¥ 3 9 , 9 9 5 , 0 0 0 -</td> </tr> </table>					契約の相手方	名 称	東京トラヤ株式会社		所在地	大田区西蒲田七丁目49番9号	契約金額 (税 込)	¥ 4 3 , 9 9 4 , 5 0 0 -		(税 抜)	¥ 3 9 , 9 9 5 , 0 0 0 -	
契約の相手方	名 称	東京トラヤ株式会社														
	所在地	大田区西蒲田七丁目49番9号														
契約金額 (税 込)	¥ 4 3 , 9 9 4 , 5 0 0 -															
(税 抜)	¥ 3 9 , 9 9 5 , 0 0 0 -															

大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（I期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区東矢口二丁目1番
- (3) 工期 令和5年6月26日から令和7年7月31日まで
- (4) 契約の相手方 永岡・城南・アール建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレスライドの適用	契約金額の変更	契約約款の規定
2	電気配線	仮設渡り廊下の取止めに伴う配線経路の変更	生徒への配慮
3	電力引込工事負担金	電力引込に伴う負担金の精算（減額変更）	電力事業者との協議

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 527,790,000円
 第1回変更後金額 533,543,000円
 今回変更後金額 568,205,000円
 差引金額 34,662,000円

2 案内図



仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他電気設備工事（I期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 仮称大田区大森西二丁目複合施設新築その他電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区大森西二丁目16番
- (3) 工期 令和5年9月26日から令和7年6月16日まで
- (4) 契約の相手方 永岡・城南建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレスライドの適用	契約金額の変更	契約約款の規定
2	防災機器用ポールの仕様	ポール径の変更	関連工事との調整

- (6) 変更する事項 契約金額 当初金額 484,000,000円
 今回変更後金額 510,092,000円
 差引金額 26,092,000円

2 案内図



大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（I期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（I期）
- (2) 工事場所 大田区東矢口二丁目1番
- (3) 工期 令和5年6月26日から令和7年7月31日まで
- (4) 契約の相手方 マサル・城南建設工事共同企業体
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容	変更理由
1	インフレスライドの適用	契約金額の変更	契約約款の規定
2	校庭散水設備配管	埋設配管の先行施工による追加	全体工事期間の短縮
3	ガス配管	ガス管切り回し工事一部取止め (減額変更)	施工VE

(6) 変更する事項

契約金額	当初金額	704,000,000円
	第1回変更後金額	710,347,000円
	今回変更後金額	762,465,000円
	差引金額	52,118,000円

2 案内図



総務財政委員会 令和7年5月26日
区民部 資料1番
所管 課税課

条例改正の専決処分の承認について

地方税法等の一部改正に伴い、大田区特別区税条例（以下、「条例」という。）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、以下のとおり専決処分を行った。

1 改正概要

- (1) 原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車税種別割（以下、「種別割」という。）の税率を2,000円とする。
- (2) 身体障害者等が種別割の減免を受けようとする際に提示する書類に、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）を追加する。
- (3) その他規定を整備する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおりに

3 公布日

令和7年3月31日

4 施行日

令和7年4月1日

5 専決処分の理由

以下の理由から緊急に条例を整備する必要があったため（処分日：令和7年3月31日）。

- (1) 種別割の標準税率の区分の見直しに伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日公布、令和7年4月1日に施行されたことに合わせ、条例の税率区分の規定を整備する必要があるため。
- (2) マイナンバーカードと運転免許証等の一体化に伴う改正道路交通法が令和7年3月24日に施行されたこと等に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請に関する条例の規定を整備する必要があるため。

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第38条まで（略） （種別割の税率）</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>第40条から第46条まで（略） （身体障害者等に対する種別割の減免）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減</p>	<p>第1条から第38条まで（略） （種別割の税率）</p> <p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>（2）及び（3）（略）</p> <p>第40条から第46条まで（略） （身体障害者等に対する種別割の減免）</p> <p>第46条の2（略）</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減</p>

新	旧
<p><u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力（<u>第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力</u>）</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p><u>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</u></p> <p>第47条から第66条まで (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p>	<p><u>3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、当該軽自動車等の提示（区長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号及び第64条第1項第1号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____</p> <p>(6)から(8)まで (略)</p> <p><u>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</u></p> <p>第47条から第66条まで (略)</p> <p>付 則 (略)</p>

新	旧
<p><u>第2条 改正後の第39条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	